

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案に当たっての会長声明

本日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」という。）が衆議院の解散に伴い、廃案となった。

カジノ解禁推進法案は、国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）で議論され、2013年12月に自由民主党、日本維新の会及び生活の党によって議員立法として提出された。本年6月18日に衆議院内閣委員会で審議が開始され、安倍政権の成長戦略の切り札ともいわれ、今臨時国会での成立との見方もあった。

当連合会は、カジノによる経済効果への疑問、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等から、本年5月9日に、カジノ解禁推進法案の廃案を求める意見書を公表した。その後、3度の院内集会及びシンポジウムを開催し、シンガポール、韓国及び米国のカジノ事情を調査の上、ギャンブル依存症などの課題が提起されていること、米国アトランティックシティではIR型カジノの倒産が相次いでいること、各国でギャンブルの社会的影響を試算しており、韓国では悪影響が経済的利益の4倍にも達すること等を報告してきた。

本年8月には厚生労働省研究班の調査で、ギャンブル依存症が疑われる者が約536万人に達することが明らかとなった。各世論調査でもカジノ解禁に反対する意見が賛成の2倍に及び、広範な消費者団体、高齢者団体もカジノ解禁に強く反対してきた。こうした中、与党内からもカジノ解禁についての慎重論が出され、今臨時国会では法案の審議にも入っていなかったものである。

今回のカジノ解禁推進法案の廃案は、健全な国民世論と当連合会を含む大きな運動の成果とも評価できるもので、歓迎する。

他方、今回の議論の中で、日本におけるギャンブル依存症問題が一刻の猶予もおけない喫緊の課題であることが明らかとなった。厚生労働省は本年9月、5つの拠点病院を指定し、対策に着手したところである。当連合会も、ギャンブル依存症問題の解決に向けて、相談・支援、予防と治療のための環境整備及び法的規制の在り方等の検討を進めていく予定である。

当連合会は、今後も、カジノ解禁推進法案の再提出に強く反対する。

2014年（平成26年）11月21日

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案に当たっての会長声明

本日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」という。）が衆議院の解散に伴い、廃案となった。

カジノ解禁推進法案は、国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）で議論され、2013年12月に自由民主党、日本維新の会及び生活の党によって議員立法として提出された。本年6月18日に衆議院内閣委員会で審議が開始され、安倍政権の成長戦略の切り札ともいわれ、今臨時国会での成立との見方もあった。

当連合会は、カジノによる経済効果への疑問、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等から、本年5月9日に、カジノ解禁推進法案の廃案を求める意見書を公表した。その後、3度の院内集会及びシンポジウムを開催し、シンガポール、韓国及び米国のカジノ事情を調査の上、ギャンブル依存症などの課題が提起されていること、米国アトランティックシティではIR型カジノの倒産が相次いでいること、各国でギャンブルの社会的影響を試算しており、韓国では悪影響が経済的利益の4倍にも達すること等を報告してきた。

本年8月には厚生労働省研究班の調査で、ギャンブル依存症が疑われる者が約536万人に達することが明らかとなった。各世論調査でもカジノ解禁に反対する意見が賛成の2倍に及び、広範な消費者団体、高齢者団体もカジノ解禁に強く反対してきた。こうした中、与党内からもカジノ解禁についての慎重論が出され、今臨時国会では法案の審議にも入っていなかったものである。

今回のカジノ解禁推進法案の廃案は、健全な国民世論と当連合会を含む大きな運動の成果とも評価できるもので、歓迎する。

他方、今回の議論の中で、日本におけるギャンブル依存症問題が一刻の猶予もおけない喫緊の課題であることが明らかとなった。厚生労働省は本年9月、5つの拠点病院を指定し、対策に着手したところである。当連合会も、ギャンブル依存症問題の解決に向けて、相談・支援、予防と治療のための環境整備及び法的規制の在り方等の検討を進めていく予定である。

当連合会は、今後も、カジノ解禁推進法案の再提出に強く反対する。

2014年（平成26年）11月21日

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案を求める団体署名のお願い

2014年10月
日本弁護士連合会

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）は、刑法185条以下で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じることを、政府に義務付けるものです。通常国会では継続審議とされ、秋の臨時国会で審議がなされる予定です。

我が国で想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「IR（統合型リゾート）方式」です。

カジノが設置されることによって経済が活性化されるということが盛んに喧伝されていますが、十分な検証の上に評価されているのか疑問ですし、経済的なマイナス要因の可能性については客観的な検証はほとんどなされていません。また、暴力団等反社会的勢力に対する新たな資金源の提供、マネーロンダリングの舞台の提供、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響、民間企業の設置、運営によることの問題等、様々な弊害、問題があります。

同法案は、日本で初めて完全な民間賭博の解禁を推進するものですが、カジノ施設における不正防止や運営に伴う有害な影響の排除の措置等についてなんら具体的な対策を提示しておらず、刑事罰をもって賭博を禁止してきた趣旨が没却されます。

当連合会は2014年5月9日、「『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案』（いわゆる『カジノの解禁推進法案』）に反対する意見書」を採択しています。また、同年5月15日及び6月11日に2度にわたり院内集会を実施し、同法案の問題点を指摘しているところです。

この度、カジノ解禁に反対する意見を広く結集して、国会や政府に届けるために、本年11月末を目処に団体署名を行うことといたしました。ぜひ、多くの団体の皆様に御協力いただければと存じます。

★ 賛同の承諾方法

添付の要請書に賛同していただける方は、賛同の承諾書に記入の上、郵送またはFAXで送信ください。

★ 送付先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 日本弁護士連合会人権部人権第二課 宛て

TEL：03-3580-9507

FAX：03-3580-2896

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案を求める要請書

要請の趣旨

カジノ（民間賭博場）の設置を推進する、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の廃案を求めます。

要請の理由

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」といいます。）は、刑法185条以下で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じることを、政府に義務付けるものです。通常国会では継続審議とされ、秋の臨時国会で審議がなされる予定です。

我が国で想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「IR（統合型リゾート）方式」です。

カジノが設置されることによって経済が活性化されるということが盛んに喧伝されていますが、十分な検証の上に評価されているのか疑問ですし、経済的なマイナス要因の可能性については客観的な検証はほとんどなされていません。また、暴力団等反社会的勢力に対する新たな資金源の提供、マネーロンダリングの舞台の提供、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響、民間企業の設置、運営によることの問題等、様々な弊害、問題があります。

同法案は、日本で初めて完全な民間賭博を解禁することになりますが、同法案ではカジノ施設における不正防止や運営に伴う有害な影響の排除の措置等は何んら具体的に定められておらず、刑事罰をもって賭博を禁止してきた趣旨が没却されます。

そこで、私たちは、カジノ解禁推進法案の廃案を求めるものです。

賛同の承諾書

『「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（＝カジノ解禁推進法案）の廃案を求める要請書』に賛同します。

団体名（正式名称で） _____

住所 〒 _____

電話番号 _____（連絡担当者名、部署等） _____

※個人情報などの活用方法、取り扱いについて

記載いただきました賛同団体名、個人名及び肩書きは、要請書に一覧として連記し要請先に提出するほか、マスコミ、各団体のウェブサイト・機関紙誌などで広く公表します。ただし、連絡先に関する個人情報は、本件に関する連絡業務や、当連合会の集会等の御案内・活動情報の送付・送信に限り利用させていただき、他の目的で使用することはありません。 日本弁護士連合会